

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-514174(P2005-514174A)

【公表日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2005-019

【出願番号】特願2003-559577(P2003-559577)

【国際特許分類】

A 6 1 M 1/14 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/14 5 1 1

A 6 1 K 9/08

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月4日(2005.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2部分の透析溶液であって、該2部分の透析溶液は、以下：

ビカルボネート濃縮物を含む、第1成分；

電解質濃縮物を含む、第2成分；

を含み、そして

該第1成分および該第2成分各々が、生理学的に受容可能な量のナトリウムを含む、2部分の透析溶液。

【請求項2】

前記ビカルボネート濃縮物および前記電解質濃縮物が、約160mmol/L以下の等モル量のナトリウムを含む、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項3】

前記ビカルボネート濃縮物および前記電解質濃縮物が、約100mmol/L～約160mmol/Lの範囲の等モル量のナトリウムを含む、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項4】

前記ビカルボネート濃縮物および前記電解質濃縮物各々が、約0.1mmol/L～約5mmol/Lの範囲の生理学的に受容可能な量のカリウムを含む、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項5】

前記第1成分がカリウムを含まず、そして前記第2成分がカリウムを含む、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項6】

請求項1に記載の2部分の透析溶液であって、ここで前記第1成分および前記第2成分の混合溶液が、約100mmol/L～約160mmol/Lのナトリウム、約0mmol/L～約2.0mmol/Lのカルシウム、約0mmol/L～約1.5mmol/Lのマグネシウム、約0mmol/L～約5mmol/Lのカリウム、約20mmol/L～約45mmol/Lのビカルボネート、約70mmol/L～約130mmol/Lの

クロリド、約0mmol/L～約45mmol/Lのラクテート、約0mmol/L～約45mmol/Lのアセテートおよび約0g/L～約2.5g/Lの無水グルコースを含む、2部分の透析溶液。

【請求項7】

前記第1成分が、約7.2～約7.9の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約3.0～約5.0の範囲のpHを有する、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項8】

前記第1成分が、約7.4～約7.6の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約4.3～約4.5の範囲のpHを有する、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項9】

前記第1成分が、約8.6～約9.5の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約1.7～約2.2の範囲のpHを有する、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項10】

前記第1成分が、約8.9～約9.0の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約1.9のpHを有する、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項11】

前記第1成分および前記第2成分が、一緒に混合されて混合溶液を形成するまで、互いから別々に保存される、請求項1に記載の2部分の透析溶液。

【請求項12】

前記第1成分が、マルチチャンバー容器の第1チャンバー中に保存され、そして前記第2成分が、該マルチチャンバー容器の第2チャンバー中に保存される、請求項11に記載の2部分の透析溶液。

【請求項13】

前記第1チャンバーおよび前記第2チャンバーが、前記第1成分および前記第2成分が混合されて前記混合溶液を形成し得るように適切に連結される、請求項12に記載の2部分の透析溶液。

【請求項14】

前記第1チャンバーが、混合前に前記第1成分を患者と直接流体連絡し得る出口ポートを含み、ここで前記第2成分は、混合前に該出口ポートと直接流体連絡していない、請求項12に記載の2部分の透析溶液。

【請求項15】

前記混合溶液が、血液濾過過程の一部として使用され得る透析液を含む、請求項11に記載の2部分の透析溶液。

【請求項16】

前記混合溶液が、継続的な腎代償処置中に患者に投与され得る輸液を含む、請求項11に記載の2部分の透析溶液。

【請求項17】

患者に注入されるように設計される2部分の透析溶液であって、該2部分の透析溶液は、以下：

カリウムを含まない、ビカルボネート濃縮物を含む第1成分；

カリウムを含む、電解質濃縮物を含む第2成分；

を含み、そして該第1成分および該第2成分が、該第2成分を該第1成分と混合せずに患者に物理的に注入し得ないように構成され、そして配置される、2部分の透析溶液。

【請求項18】

請求項17に記載の2部分の透析溶液であって、ここで前記第1成分および前記第2成分の混合溶液が、約100mmol/L～約160mmol/Lのナトリウム、約0mmol/L～約2.0mmol/Lのカルシウム、約0mmol/L～約1.5mmol/Lのマグネシウム、約0.1mmol/L～約5mmol/Lのカリウム、約20mmol/L～約45mmol/Lのビカルボネート、約70mmol/L～約130mmol/L

/ L のクロリド、約 0 mmol / L ~ 約 4.5 mmol / L のラクテート、約 0 mmol / L ~ 約 4.5 mmol / L のアセテートおよび約 0 g / L ~ 約 2.5 g / L の無水グルコースを含む、2 部分の透析溶液。

【請求項 19】

前記ビカルボネート濃縮物および前記電解質濃縮物が、約 1.60 mmol / L 以下の等モル量のナトリウムを含む、請求項 17 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 20】

前記第 1 成分が、約 7.2 ~ 約 7.9 の範囲の pH を有し、そして前記第 2 成分が、約 3.0 ~ 約 5.0 の範囲の pH を有する、請求項 17 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 21】

前記第 1 成分が、約 7.4 ~ 約 7.6 の範囲の pH を有し、そして前記第 2 成分が、約 4.3 ~ 約 4.5 の範囲の pH を有する、請求項 17 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 22】

前記第 1 成分が、約 8.6 ~ 約 9.5 の範囲の pH を有し、そして前記第 2 成分が、約 1.7 ~ 約 2.2 の範囲の pH を有する、請求項 17 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 23】

前記第 1 成分が、約 8.9 ~ 約 9.0 の範囲の pH を有し、そして前記第 2 成分が、約 1.9 の pH を有する、請求項 17 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 24】

前記第 1 成分および前記第 2 成分が、一緒に混合されて混合溶液を形成するまで、互いから別々に保存される、請求項 17 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 25】

前記第 1 成分が、マルチチャンバー容器の第 1 チャンバー中に保存され、そして前記第 2 成分が、該マルチチャンバー容器の第 2 チャンバー中に保存される、請求項 24 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 26】

前記第 1 チャンバーおよび前記第 2 チャンバーが、前記第 1 成分および前記第 2 成分が混合されて前記混合溶液を形成し得るように適切に連結される、請求項 25 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 27】

前記第 1 チャンバーが、前記第 1 成分が混合前に患者と直接流体連絡し得る出口ポートを含む、請求項 25 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 28】

前記混合溶液が、血液濾過過程の一部として使用され得る透析液を含む、請求項 24 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 29】

前記混合溶液が、継続的な腎代償処置中に患者に投与され得る輸液を含む、請求項 24 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 30】

2 部分の透析溶液であって、該 2 部分の透析溶液は、以下：

ビカルボネート濃縮物を含む、第 1 成分；

電解質濃縮物を含む、第 2 成分；

を含み、そして

該第 1 成分および該第 2 成分各々が、生理学的に受容可能な量のカリウムを含む、2 部分の透析溶液。

【請求項 31】

前記生理学的に受容可能な量のカリウムが約 0.1 mmol / L ~ 約 5 mmol / L の範囲に及ぶ、請求項 30 に記載の 2 部分の透析溶液。

【請求項 32】

請求項 30 に記載の 2 部分の透析溶液であって、ここで前記第 1 成分および前記第 2 成

分の混合溶液が、約100mmol/L～約160mmol/Lのナトリウム、約0mmol/L～約2.0mmol/Lのカルシウム、約0mmol/L～約1.5mmol/Lのマグネシウム、約0.1mmol/L～約5mmol/Lのカリウム、約20mmol/L～約45mmol/Lのビカルボネット、約70mmol/L～約130mmol/Lのクロリド、約0mmol/L～約45mmol/Lのラクテート、約0mmol/L～約45mmol/Lのアセテートおよび約0g/L～約2.5g/Lの無水グルコースを含む、2部分の透析溶液。

【請求項33】

前記ビカルボネット濃縮物および前記電解質濃縮物が、約160mmol/L以下の等モル量のナトリウムを含む、請求項30に記載の2部分の透析溶液。

【請求項34】

前記第1成分が、約7.2～約7.9の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約3.0～約5.0の範囲のpHを有する、請求項30に記載の2部分の透析溶液。

【請求項35】

前記第1成分が、約7.4～約7.6の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約4.3～約4.5の範囲のpHを有する、請求項30に記載の2部分の透析溶液。

【請求項36】

前記第1成分が、約8.6～約9.5の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約1.7～約2.2の範囲のpHを有する、請求項30に記載の2部分の透析溶液。

【請求項37】

前記第1成分が、約8.9～約9.0の範囲のpHを有し、そして前記第2成分が、約1.9のpHを有する、請求項30に記載の2部分の透析溶液。

【請求項38】

前記第1成分および前記第2成分が、一緒に混合されて混合溶液を形成するまで、互いから別々に保存される、請求項30に記載の2部分の透析溶液。

【請求項39】

前記第1成分が、マルチチャンバー容器の第1チャンバー中に保存され、そして前記第2成分が、該マルチチャンバー容器の第2チャンバー中に保存される、請求項38に記載の2部分の透析溶液。

【請求項40】

前記第1チャンバーおよび前記第2チャンバーが、前記第1成分および前記第2成分が混合されて前記混合溶液を形成し得るように適切に連結される、請求項39に記載の2部分の透析溶液。

【請求項41】

前記第1チャンバーが、混合前に前記第1成分を患者と直接流体連絡し得る出口ポートを含み、ここで前記第2成分は、混合前に該出口ポートと直接流体連絡していない、請求項39に記載の2部分の透析溶液。

【請求項42】

前記混合溶液が、血液濾過過程の一部として使用され得る透析液を含む、請求項38に記載の2部分の透析溶液。

【請求項43】

前記混合溶液が、継続的な腎代償処置中に患者に投与され得る輸液を含む、請求項38に記載の2部分の透析溶液。